

伝統産業事業者の皆様の積極的な設備投資を支援します！

伝統産業新規展開促進事業費補助金 (設備投資)のご案内

長引くコロナ禍の苦境を乗り越え、積極的に新たな事業展開や生産工程の集約化等を図ろうとする伝統産業事業者や産地組合等が行う新たな設備投資を支援することを目的として、本事業を実施します。
皆様からのご応募をお待ちしております。

募集
期間

令和4年3月25日(金) ~ 5月31日(火)

※申請書類に不備がある場合は受付できませんので、期日まで余裕をもってご提出ください。
(不備がある場合は、補正の上、上記期間内に再提出いただく必要があります。)

補助
対象者

- ①産地組合等
- ②産地組合等の組合員である伝統産業事業者
- ③産地組合等から推薦を受けた伝統産業事業者

補助対象
事業

補助対象者が行う次のいずれかに掲げる事業に係る設備投資
(生産設備等の「新設」又は「増設」に限る。)

●新分野展開

伝統産業事業者が主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出すること(次のいずれかに該当する場合に限る。)

☆事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、新規性を有するものであること。

☆事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスの属する市場が、新規性を有するものであること。

●事業再編

内製化又は集約化を行うこと

*「内製化」とは、次のいずれかをいいます。

- ①自らの事業活動に必要な業務について、これまで外注していたものを自らの要員及び設備を使って実施すること
- ②製造工程の前工程や後工程など他の事業者が行っていた関連工程について、新たに自らの要員及び設備を使って実施すること

*「集約化」とは、同業他社の業務の全部又は一部を引き継いだ上で、新たに自らの要員及び設備を使って実施することをいいます。

補助率 限度額

	補助上限額	補助下限額	補助率
生産設備等の新設又は増設	15,000千円	750千円	4分の3以内

補助対象 経費

費目	説明等
購入費	生産設備等の購入に要する経費（生産設備等に付属する備品類の購入経費も含む）
設置費等	生産設備等を設置場所まで運搬する経費及び設置に係る経費
その他知事が特に必要と認める経費	上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費（生産設備等の設置にあたり必要な外注加工費等）

補助対象 期間

交付決定日 ~ 令和5年1月31日(火)

※指令前着手届を提出された場合は、交付決定日以前の活動に要した経費についても、対象になる場合があります。

応募 方法

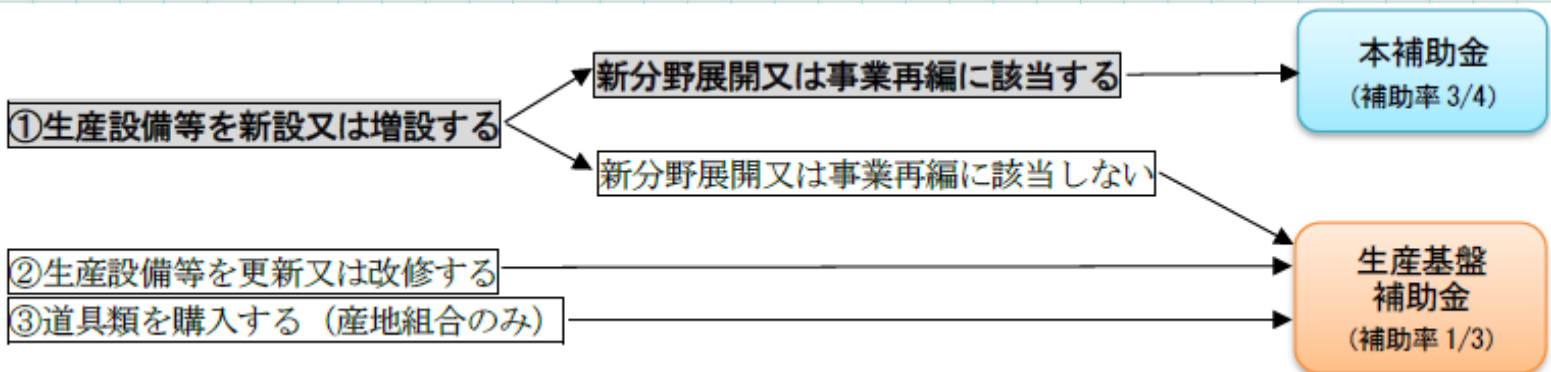
応募方法の詳細や様式等は、京都府HPからダウンロードしてください。

(提出期限:5月31日(火)17時、郵送の場合同日消印有効)

URL: https://www.pref.kyoto.jp/senshoku/news/r4shinkitenkai_setsubi.html



※本補助金は、「令和4年度伝統産業生産基盤支援事業費補助金」(補助率1/3)との同時申請はできません。(ただし、産地組合等は除きます。)



【提出先・問合せ先】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府 商工労働観光部 染織・工芸課

TEL : 075-414-4856 E-mail : senshoku@pref.kyoto.lg.jp